

京都市高等学校定時制通信制教育振興事業補助金交付要綱

制定 平成 22 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、京都府内における高等学校定時制・通信制教育の振興を図るための事業を行う団体に対する補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、京都市補助金等の交付等に関する条例（以下「条例」という。）及び京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付の対象)

第 2 条 補助金は、高等学校定時制・通信制教育の振興を図るための事業に要する経費のうち、市長が適当と認めるものについて交付する。

(補助金の額)

第 3 条 補助金の額は、予算の範囲内で市長が定める額とする。

(交付の申請)

第 4 条 条例第 9 条の規定による申請は、京都市高等学校定時制通信制教育振興事業補助金交付申請書（第 1 号様式。以下「申請書」という。）によって、事業開始の 20 日前までに、次の各号に掲げる書類を添えて行わなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 団体の概要がわかるもの

(標準処理期間)

第 5 条 市長は、条例第 9 条による申請が到達してから 20 日以内に条例第 10 条各項の決定をするものとする。

(変更等の承認の申請)

第 6 条 条例第 11 条第 1 項第 1 号による補助事業等の内容の変更に係る市長等の承認の申請は、書面により行うものとする。

2 条例第 11 条第 1 項第 1 号に規定する軽微な変更は、次のとおりとする。

- ① 補助目的の変更をもたらすものでなく、かつ、補助事業者等の自由な創意により計画変更を認めることが、より能率的な補助目的達成に資するも

のと認められる場合

② 補助目的及び事業能率に関係ない事業計画の細部の変更である場合

3 条例第11条第1項第2号による補助事業等の中止又は廃止に係る市長等の承認の申請は、書面により行うものとする。

(事業完了の届出)

第7条 条例第18条の規定による実績報告は、京都市高等学校定時制通信制教育振興事業補助金実績報告書（第2号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて行わなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) その他事業実績等を記載する書類

(補則)

第8条 この要綱において別に定めることとされている事項及びこの要綱の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から実施する。

第1号様式（第4条関係）

年 月 日

京都市長 様

所在地
団体名
代表者

京都市高等学校定時制通信制教育振興事業補助金交付申請書

京都市高等学校定時制通信制教育振興事業補助金交付要綱第4条の規定に基づき、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

1 事業の内容

2 交付申請額 金 円

3 事業完了予定年月日

4 添付書類

第2号様式（第7条関係）

年 月 日

京都市長 様

所在地
団体名
代表者

京都市高等学校定時制通信制教育振興補助金事業実施報告書

平成 年 月 日付け 号により交付決定を受けた上記補助金に係る事業について、京都市高等学校定時制通信制教育振興事業補助金交付要綱第7条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 補助金額 金 円

2 事業完了年月日

3 添付書類